

第5章

東南アジア

ミャンマー問題に変化の兆し

民政移管を目指すミャンマーは、2010年予定の総選挙実施に向けて民主化指導者アウン・サン・スー・チー氏の影響力排除とも見える動きをとってきた。東南アジア諸国連合（ASEAN）をはじめ国際社会は事態改善に有効な手立てを持たなかったが、米国のオバマ新政権が制裁と直接対話の二面政策を打ち出したことで、孤立していた軍事政権の態度が変化する兆しがある。インドネシアではユドヨノ大統領が再選された。スハルト退陣から10年余りを経て民主化の移行期を終えた同国は、安定した国家運営により ASEAN においてのみならずグローバルな影響力を持つ国としても、徐々に役割を果たしていく可能性がある。一方、タイではタクシン時代に積極的な地域政策を採っていたが、2006年のクーデター後の政治混乱が収まらず、南部の分離主義問題やカンボジアとの対立解決にも悪影響を及ぼしているほか、ASEAN における影響力低下にもつながっている。

ASEAN は2008年の憲章発効を受け、2015年の「ASEAN 共同体」の実現を目標に共同体の制度づくりを進めているが、政治・安全保障分野においては主権尊重・内政不干渉の原則が制約となり、実効的な協力の進展には課題が多い。また、軍事面では、マレーシア海軍の潜水艦1番艦が配備され、東南アジア諸国の潜水艦導入に関心が集まっている一方、地域では災害救援等の非伝統的安全保障分野における軍の協力に向けた動きが進展している。

1 東南アジア諸国の国内体制の変化

(1) 転機を迎えたミャンマー——米国との対話と核疑惑

ミャンマーでは2009年5月、軍事政権である国家平和開発評議会（SPDC）が、自宅軟禁中の民主化運動のリーダーである国民民主連盟（NLD）書記長アウン・サン・スー・チーを逮捕・訴追する事件が起こった。事件の発端は、スー・チー宅への米国人男性の不法侵入および宿泊だった。ヤンゴンのインヤ湖畔にあるスー・チー宅に、湖の対岸から泳いできた米国人男性が侵入したのが5月3日であり、男は2日間スー・チー宅に滞在し、5日、湖を泳いで戻るところを治安当局に発見、逮捕された。同事件を受け、5月14日、スー・チー氏は外国人を報告なく自宅に泊めたとして国家防衛法違反容疑で訴追され拘留されたのである。同18日から始まった特別法廷による裁判では、スー・チー側は侵入を防げなかった治安当局による警備の不備を指摘して無罪を主張したが、8月11日、スー・チー氏には、禁固3年の実刑判決が言い渡された。軍政は直ちに1年6カ月の自宅軟禁に減刑した。侵入した米国人ジョン・ウィリアム・イエトー氏には禁固7年の判決が言い渡されたものの、軍政は国外退去処分とし、米国上院議員とともに出国、帰国した。スー・チー氏の弁護側は9月3日に高裁に控訴したが、10月2日、控訴は棄却され、11月13日に最高裁に上告し、12月21日に審理入りが決定された。

この米国人がスー・チー宅を訪問した明確な理由は分かっていないが、軍政としては、この事件を利用して、2009年11月で6年間の自宅軟禁が期限切れとなる予定だったスー・チー氏を再度拘束し、翌2010年に予定される総選挙への影響力行使を排除する意図があったと見られている（なお、亡夫が外国人であるスー・チー氏には、新憲法の規定により被選挙権はない）。スー・チー氏逮捕に際しては、国際社会から多くの批判があったが、軍事政権側は内政干渉と反発したほか、政府として司法には介入できない等の主張をするなどして取り合わなかった。

1988年のクーデターで政権を奪取した現軍事政権は、1990年の民政移管のための総選挙で予想に反し NLD が圧勝した結果を無視し、現在まで政権を保持している。2003年には、民主化に向けた7段階のロードマップ（①新憲法制定のための国民会議の再開、②国民会議による憲法の基本原則の決定、③憲法草案の起草、④国民投票の実施、⑤新憲法に基づく自由で公正な複数政党制選挙の実施、⑥新議会の招集、⑦民主的に選ばれた政治指導者による民主国家の樹立）を策定した。

2008年5月のサイクロン・ナルギス上陸により甚大な被害が出ている最中の5月10日に新憲法案の国民投票を強行し、可決したことに示されるように、軍政は、「ロードマップの履行による民政移管の実現」を何よりも優先して、手続きを進めているようである。これに対し国際社会は、基本的に、NLD を含むすべての政治勢力を民政移管のプロセスに参加させることを求めている。スー・チャー氏逮捕・訴追に対し、ヒラリー・クリントン米国务長官はスー・チャー氏およびすべての政治犯の即時無条件の解放を要求、欧州連合（EU）は首脳会議でスー・チャー氏の即時解放を求め、それが実現しない場合には追加経済制裁を行う旨を警告した。潘基文・国連事務総長も深刻な懸念を表明し、スー・チャー氏らがミャンマーの将来のために自由に貢献できることの必要性を強調した。同事務総長は2009年7月3～4日にミャンマーを訪問し、タン・シュエ SPDC 議長と会談したが、スー・チャー氏との面会は許可されなかった。8月の有罪判決を受け、国連安保理は米国が提案した非難声明案を協議したが、中露やベトナム、リビアの反対で、深刻な懸念を示す報道声明の発表にとどまった。

ASEAN も逮捕に際し、議長国のタイが ASEAN としての強い懸念を表明したほか、7月の ASEAN 外相会議では、スー・チャー氏の名を明示した全政治犯の即時解放を求める共同声明が採択された。しかし一審判決を受けてタイが提案したスー・チャー氏恩赦の要求については、ベトナムとラオスが、ミャンマーの内政問題であることを理由に反対し、ASEAN として合意できなかった。

このように国際社会も一枚岩ではないなか、変化の鍵を握るのは米国の政策変更である。9月23日に開かれた国連のミャンマーに関するフレンズ・グループ会合でクリントン米 국무長官は、制裁の必要性は変わらないとしながらも、ミャンマーと直接対話を行う方針を示し、その理由として、米国との対話の可能性につきミャンマー側から打診のあったことを明らかにした。11月3～4日にはカート・キャンベル米 국무次官補がミャンマーを訪問し、テイン・セイン首相らと会談したほか、スー・チー氏との面会も実現した。キャンベル次官補はミャンマー政府側に、米国はミャンマーとの関係改善の用意があるが、それには互恵的で明確なミャンマー側の努力が必要である旨を伝え、スー・チー氏と NLD 幹部ら関係者との頻繁な面会の許可を求めた。

11月14日には、バラク・オバマ米大統領が東京でのアジア政策演説のなかでミャンマーに言及し、米国の制裁も他国の関与も同国の人々の暮らしを改善できなかったとして、民主的改革に向けた具体的動き（スー・チー氏を含むすべての政治犯の無条件の解放、少数民族との紛争の終結、政府と民主勢力・少数民族の真の対話）があるまで制裁は継続すると指導者に直接伝えること、「統一・平和・繁栄・民主的」なミャンマーの実現に向け行動すれば米国とのよりよい関係は可能であることを表明した。そして11月15日に初めて開催された米・ASEAN 首脳会議（シンガポール）でオバマ大統領は、東京演説と同じ表現でスー・チー氏らの解放を求め、テイン・セイン首相はこれに直接応えなかったものの、米国の対話政策に感謝の意を述べたと伝えられている。

スー・チー氏はクリントン発言を受けて米国の新政策に異存がないこ

とを表明、これまでの制裁支持の立場を変更する姿勢を示し、11月11日には「国益のため制裁解除に向けてともに協力して働くため」タン・シュエ議長への面会を求める書簡を送付した。10月3日、7日および12月9日には、前年1月以来となる、政府連絡担当者であるアウン・チー労働相との会談が行われるなど、軍政側との接触が行われている。また12月16日には、前述の書簡での求めに応じて、2003年の再拘束以降初めて、スー・チャー氏と NLD 中央執行委員 3 人との面会が認められた。

2004年のキン・ニユン首相失脚以降、ミャンマーは国際社会との対話のチャンネルを閉ざしてきた。2007年の民主化デモ鎮圧や、前述の国民投票強行などの対応に鑑みれば、これまで軍政指導者は「国際社会の反応」をあまり重視していなかったように見える。ミャンマー軍政が米国との対話に関心を示した背景には、同国をめぐる国際世論の形成に大きな影響力を持つ米国の政権交代という情勢変化に加えて、2010年の総選挙が「自由・公正」であることを国際社会に認められなければ、民政移管が受け入れられず制裁も解除されないとの危機感があると考えられる。ただし、全権を掌握するタン・シュエ議長ら軍事政権トップの反応は明らかになっていない。同国の政治構造上、米国側との接触が議長の是認なしに行われているとは考えられないが、すでに新憲法が成立していることもあり、スー・チャー氏自身の選挙参加などドラスティックな変化が今後生ずるかは不透明である。しかし、スー・チャー氏ら政治犯の釈放および彼女を除く NLD の選挙参加と、制裁の緩和が交換条件とされるような妥協が成立する可能性はあるかもしれない。

ミャンマーの民主化や人権問題は、20年以上にわたり国際社会の主要な関心事の一つであり、とりわけ同国の ASEAN 加盟後は、この問題への対応をめぐり、ASEAN の影響力の限界や加盟国間の不和を露呈させるなど、地域の安定と将来の統合にとって大きな懸念材料であった。米国の新たなアプローチは状況を変える潜在性を持つが、いずれにせよ、2010年の総選挙がいかに行われるか、それに欧米諸国や ASEAN、そしてミャンマーの国際的孤立の中で影響力を高める中国等がどう反応

するかが、ミャンマー問題の軟着陸の成否を決めることになるだろう。

ミャンマーをめぐるもう一つの問題は、北朝鮮との関係と、大量破壊兵器にまつわる懸念である。2009年6月、米軍が追尾する、禁輸対象兵器積載の疑いのある北朝鮮の貨物船江南（カンナム）号がミャンマーへ寄港の可能性があることが報じられた。ミャンマーは寄港を許可しない旨を事前に表明し、実際、寄港は行われなかった。2007年5月にも北朝鮮籍の貨物船がヤンゴンに寄港し、小火器等を積み降ろしたとの報道もあった。米国は両国間の直接の武器取引に加え、ミャンマーが北朝鮮からシリアやイランへ向けた武器輸出の中継点になっていると見ているようである。また2009年7月には、ミャンマーのトゥラ・シュエ・マン統合参謀長らが2008年11月に北朝鮮を訪問し、軍事協力の緊密化に関する覚書に調印、ミサイル製造施設等を視察したと報じられた。

さらに8月には、豪紙が亡命ミャンマー人からの情報として、ミャンマーが北朝鮮の協力で北部山中の地下に原子炉とプルトニウム抽出施設を建設しており、2014年までに核兵器配備を目指していると報じた。ミャンマーは、2002年から原子力協力を進めていたロシアと、2007年6月に原子力協定に調印し、国内に研究用軽水炉を含む原子力研究センターを建設し、実験支援や技術者養成で協力することに合意している。これに関してミャンマー側は、同施設が国際原子力機関（IAEA）の監視下に入り、軍事利用されることはないと言明している。公式には確認されていないものの、ミャンマーが秘密裏に軍事目的の核開発を行っているとなれば重大な問題である。

ミャンマーと北朝鮮は2007年に国交正常化したが、両国の軍事的関係は公表されておらず、交流を進める意図も明らかではない。軍事政権と良好な外交関係を維持する国が少ないなか、ミャンマーが兵器調達の手続きを多様化したいことはうかがえよう。核開発疑惑に関しては、首都を内陸部のネピドーに移転した一因との説があるように、ミャンマー軍政は米軍の侵攻を恐れているとされていることから、核兵器を保有することで米国に対する交渉力を得ようとしている可能性は考えられる。

ただし、非同盟中立を維持するミャンマーは、これまで自らが他国に対する脅威にはならないと主張し、ASEAN 諸国や日本も国連などの場で、ミャンマーの状況は問題だが国際の平和と安全にとって脅威にはなっていないと同国の立場を擁護してきた。ミャンマーが大量破壊兵器を保有すれば、それは明らかに地域安全保障にとっての脅威となる。核兵器保有は、ミャンマーも調印している東南アジア非核兵器地帯（SEANWFZ）条約への明確な違反であり、ASEAN 内のミャンマー除名論議にまで発展するだろう。さらに、ミャンマー問題は一気にグローバルな安全保障問題となり、米国との対話など国際社会との関係改善の兆しとは逆に、国際的な制裁がより強まる可能性がある。ミャンマーにとって核開発は、合理的な選択と言うには疑問がある。2009年7月のASEAN 地域フォーラム（ARF）の場で、ミャンマーが北朝鮮の核実験をめぐる国連安保理の対北朝鮮制裁決議の履行を表明したことは、同国が、脅威のレベルを上げることで交渉力を高めようとする北朝鮮型のアプローチに倣っているわけではないことを示唆しているとも見ることができよう。

（2）安定化する大統領選挙後のインドネシア

東南アジア地域において人口、面積ともに最大の大国であるインドネシアでは、2009年4月に総選挙（国民議会、定数560）が行われた。選挙期間中、アチェ州での自由アチェ運動系政党職員の殺害事件や、パプア州で投票ボイコットを呼びかける独立派が警官隊と衝突し死傷者が出るなどの事案はあったものの、全体として落ち着いた状況の中、4月9日に投票が行われ、即日開票の結果、現職のスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領が率いる民主党が得票率約20%、148議席を獲得し第1党となった。

その結果を受け、7月に大統領選挙が行われた。大統領選挙には、総選挙結果の上位政党（議席数の20%または得票率25%以上の政党もしくは政党連合）のみが候補を出せることになっており、民主党からユドヨ

ノ大統領、闘争民主党からメガワティ・スカルノプトリ前大統領、ゴルカル党からユスフ・カラ前副大統領がそれぞれ立候補した。7月8日に投票が行われ、即日開票の結果、ユドヨノ大統領が約60%の票を得て、決選投票を待たず大統領に当選した。ユドヨノ大統領とプディオノ新副大統領は10月20日、就任式を行い正式に第2期政権が発足した。

大統領選直後の7月17日、ジャカルタで自爆テロ事件が発生した。市内の米国系ホテル、JW マリオットとリッツ・カールトンがほぼ同時に爆破され、自爆実行犯2人を含む11人が死亡、50人以上が負傷した。現場から回収された不発弾の形態から、イスラム過激派組織ジェマ・イスラミア（JI）のヌルディン・モハマド・トプの関与が疑われた。ヌルディンは、2003年のJW マリオット爆破事件をはじめとする多くの爆弾事件の容疑者であり、JIメンバーの多くが捕まるなか逃亡を続けてきたが、9月17日、中部ジャワ州ソロ近郊で潜伏中に国家警察の特殊部隊の急襲を受け、銃撃戦の末、他の3容疑者とともに射殺された。

今回の選挙結果とテロへの対処事例は、以下のことを示唆している。第1に、民主主義国としてのインドネシアの在り方が完全に定着したことである。30年にわたるスハルト大統領の権威主義体制が倒れた1998年から10年の間に、インドネシアは民主化を着実に進めた。途中、JIによるテロ事件や宗教・民族衝突事件などが頻発し、分離主義運動の激化もあって「インドネシアの分裂、バルカン化」が危惧されたこともあったが、民主化と地方分権化のプロセスが後戻りすることはなかった。国際的 NGO であるフリーダムハウスは2006年以降、東南アジアで唯一、インドネシアを「自由」と格付けている（他は「部分的に自由」ないし「自由でない」）。また、スハルト期には重要な政治勢力でもあった国軍の政治的不関与も定着したと言えよう。

第2に、インドネシアにおいて世俗主義の優越が維持され、イスラム過激主義が政治的主流になる可能性が低下した点である。民主化による政党活動の自由化により、宗教政党が解禁され、2004年の総選挙ではイスラム政党が数多く登場した。ユドヨノ大統領の民主党が少数与党で連

立を必要としたこともあり、インドネシアの政治的イスラム化の強まりが懸念されたが、今回の選挙結果は、改革の継続と経済建設に重点を置くユドヨノ政権の世俗的な政治路線が強く信任されたものと解釈できる。また、今回のテロに対して政府が冷静に対処し、世論が過激派の路線に同調しなかったことも、同国社会の成熟を示すものといえる。

第3に、インドネシアのテロ対策能力の著しい向上である。スハルト時代の強権体制への反省から警察が国軍から分離されて以降、人的・財政的リソース不足のためインドネシアの治安能力は低下していたが、2002年のバリ島爆弾テロ事件を受け、国際的支援を通じて対テロ捜査・取締能力向上の努力が続けられてきた。中でも米国とオーストラリアの全面的支援を得て設立された警察特殊部隊「デタッチメント88」が、対テロ活動の主力としてJIの掃討に効果を挙げている。今回のテロも未然に防ぐことはできなかったものの、比較的早期に容疑者を捕捉し、特にヌルディンを殺害したことは、JIの活動封じ込めにとって大きな成果である。

人口2億人の約9割という世界最大のイスラム教徒人口を抱えるインドネシアが宗教的に穏健・寛容な路線を維持し、民主主義のもとで経済発展を実現することは、東南アジアのみならず、東アジアおよび世界の安全保障にとっても重要な課題であり、同国はそのスタートに成功したといえる。インドネシアは1997年のアジア通貨危機によって失った自信と国際的信頼を取り戻しつつあるように見える。今後、インドネシアはまずASEANにおいて、慎重ながらも地域の大国として、また地域における民主主義の主導国として、再び「ASEANの盟主」と呼ばれるにふさわしい行動をしてゆくとと思われる。特にミャンマーに対しては、元軍人であるユドヨノ大統領がミャンマー軍政トップと良好な関係にあること、同国の民政移管に関してインドネシアの経験を共有できることなどから、同国への関与を強める余地がある。並行して、インドネシアは東南アジアを代表する地域大国としてのみならず、世界最大のイスラム人口を抱える国、新興民主主義国、さらには、G20の一員として、グ

ローバルな役割を果たす国として浮上する可能性がある。

これらの点を踏まえた2期目のユドヨノ政権の課題としては、まず行政機関や治安部門の改革の継続が挙げられる。ユドヨノ政権は1期目から汚職問題解決に強いイニシアティブを発揮してきたが、その象徴ともいえる汚職撲滅委員会が議会によって活動を制限されるなど、抵抗は根強い。一方、公務員や軍人の不正やサイドビジネス等の問題が解消されない背景には、予算が適切に配分されていない現状もある。また、テロ対策の有効性を阻む一因として、住民登録制度の不備や行政機関間の情報共有の問題があるとの指摘もある。多くの島々からなる広大な国土を持つインドネシアにおいては、行政組織が末端まで効率的に機能することが、国家運営の特に重要な基盤となる。

もう一点は、パプア問題の解決である。東ティモールが独立し、アチェが政治的解決を実践しているなか、唯一残された分離運動であるパプアにおいて、国民和解を進め、しばしば起こる政治的暴力を沈静化するため、大統領は問題解決の展望を示す必要があるだろう。これらの国内的課題を改善してゆくことは、インドネシアのガバナンス強化にとって必須であると同時に、同国がより説得力を持って積極的な対外政策を打ち出す裏付けとなるだろう。

(3) 政治的混乱が続くタイ

タイでは、2006年のクーデターでタクシン・シナワット首相が追放され、暫定軍事政権が樹立されたが、2007年12月の総選挙の結果はタクシン派の勝利であった。タクシン派の政権樹立に対し、いわゆる「黄シャツ」と呼ばれる反タクシン派市民団体「民主市民連合」等による抗議集会や、司法による介入により、1年に2人の首相が失職した。政権崩壊のあおりを受け、2008年12月に北部のチェンマイで予定されていたASEAN首脳会議、ASEAN+3 (APT) 首脳会議、東アジア首脳会議 (EAS) 等は延期された。同月、反タクシン派の民主党による連立政権が樹立し、アピシット・ウェチャチワ党首が首相に就任した。これに対

し、今度はタクシン派のいわゆる「赤シャツ」と呼ばれる「反独裁民主同盟」(UDD)等のグループが、首都バンコクなどで抗議集会を開催する事態となった。

2009年4月にUDDがバンコクと中部のリゾート地、パタヤで集会を開催した。パタヤでは、延期されていたAPT首脳会議、EAS等が開催される予定だったが、4月11日、約1万5,000人のデモ隊が会場に乱入、占拠したため、ほとんどの会議が再延期を余儀なくされ、各国首脳はヘリコプターで脱出した。その後バンコクに集結した約4万人のデモ隊に対し、政府は非常事態宣言を発令、警察・軍とデモ隊の衝突で2人が死亡した。

タイでは問題の一部は憲法に起因するという認識が与野党で共有されている。特に司法による過剰な政治への介入(解党処分や公民権停止)が問題となっており、アピシット首相は与野党とも受け入れられる憲法改正の上、2010年初頭に総選挙を実施する意向を示している。またUDDの後ろ盾となっているタクシン元首相がいつまで活動を支援できるかも問題解決の重要な要素である。

しかし、より根源的な問題は、依然としてタクシンを熱烈に支持している北部・東北部の農村貧困層が存在することに象徴される貧富の差の問題や、政界・財界・軍・王室が密接に絡んだ伝統的権益とそれに対する挑戦という構図である。国民和解のためにはこういった構造的な問題の改革も必要であろう。関連する大きな課題の一つは、現在事実上の絶対的権威を持つ国王の役割を、本来の立憲君主制に適合させてゆくことである。そのための議論が、今後よりオープンになされるようになると予測する意見もあ

る。

タイ南部における武装勢力による騒乱も依然として沈静化の気配がない。マレーシアとの国境に近く、イスラム教徒の多い南部・深南部の4県でタイからの分離独立を目指すと言われる武装勢力と治安当局との戦いは、一般市民を巻き込んで2004年以来、3,500人以上の犠牲者を出している。武装勢力は対立する仏教徒のみならず、政府に協力的なイスラム教徒も標的にしている。他方で、治安当局による誤認逮捕や巻き添え死も跡を絶たない。同4県に関して政府は、住民の生命と財産を守りながら開発を進め、住民の人心を掌握することを旨としている。同時に、就労機会の創出や、エジプト政府等との協力による中東留学生に対する支援プログラムなども実践されているようである。しかし、イスラム教徒への政府による各種支援の実施は、国民の一体性の原則との関連で困難な要素を含んでいることも事実である。言語や教育、言論、法慣習などにおいて南部住民のアイデンティティをどこまで認めるべきかについては議論があり、この点が解決しない限り、問題の抜本的解決は難しいとも言える。

タイの政治的混乱は、経済や観光面で自国にダメージを与えただけでなく、ASEANの議長国として重要会議の開催に二度も失敗するという、大きな外交的失態につながった。政治的混乱は同時に、政府が南部問題に注力することを妨げているともいえる。さらに、タイの国内政治対立が問題を顕在化させたともいえる、カンボジアとのプレアビヒア寺院周辺の国境紛争も、有効な政治的解決が図られないままにらみ合いが継続している。11月には、タクシンがカンボジア政府の経済顧問に任命されたことをめぐり、両国で大使の相互召還、外交官の追放、二国間協力の停止などの事態が生じている。これらの問題における政治的な調整能力の欠如は、タイの地域的影響力の低下を招いている。現時点では、このことが、地域の安全保障に対する脅威になっているとまでは言えないものの、安全保障にも関わる各種問題を引き起こす潜在的要因になっていることは事実であろう。

2 ASEAN 共同体に向けた動き

(1) ASEAN 共同体へのロードマップ

2008年12月に発効した ASEAN 憲章により、ASEAN は2015年を目標に東南アジア地域の共同体化を実現するための新たなスタートを切った。ASEAN 共同体を構成する3つの柱は ASEAN 政治安全保障共同体 (APSC)、ASEAN 経済共同体 (AEC)、ASEAN 社会・文化共同体 (ASCC) である。このうち、憲章が署名された2007年の第13回 ASEAN 首脳会議 (シンガポール) では、AEC と ASCC の設計書 (ブループリント) が採択された。2009年3月の第14回 ASEAN 首脳会議 (ホアヒン) では、残る APSC の設計書と、「ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) 戦略枠組みおよび作業計画2 (2009~2015年)」が採択されるとともに、4文書を糾合して「ASEAN 共同体ロードマップ (2009~2015年)」とする「ホアヒン宣言」が署名された。

ロードマップは、2015年までに ASEAN 共同体を達成するための、APSC、AEC、ASCC それぞれの行程表と必要な行動を示している。一方「IAI 戦略枠組みおよび作業計画2」は、ASEAN 統合のために不可欠である、先発国とカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) との開発ギャップ解消のための措置を示している。ロードマップにおいて、APSC は、A) 価値や規範の共有によるルールに基づく共同体、B) 包括的安全保障の責任を共有する、団結し平和的で強靱な地域、C) 統合と相互依存を強める世界における、ダイナミックで外向きの地域、を実現しようとしている。それに基づき、APSC 設計書では協力を進めるべき要素と、それを具体化するために必要な行動を列記している (資料参照)。

APSC の実現に向けては、他の2つの共同体同様、関連会議 (閣僚級・高級事務レベル) と ASEAN 事務局がロードマップ履行の任を負い、ASEAN 憲章に規定された APSC 評議会を通じて ASEAN 首脳会議に報告・勧告することとされている。ロードマップ履行による作業量

資料

ASEAN 政治安全保障共同体 (APSC) における協力の要素 (抜粋)

- A 価値や規範の共有によるルールに基づく共同体
 - A 1 政治的開発における協力
 - ・法の支配および司法制度、法的基盤の強化
 - ・良き統治の促進
 - ・人権の促進と保護
 - ・汚職の防止および汚職との戦い
 - ・民主主義原則の促進
 - A 2 規範の形成と共有
 - ・東南アジア友好協力条約 (TAC) における協力の強化
 - ・南シナ海における行動宣言の完全実施
 - ・東南アジア非核兵器地帯条約と同行動計画の実施
- B 包括的安全保障の責任を共有する、団結し平和的で強靱な地域
 - B 1 紛争予防、信頼醸成措置
 - ・信頼醸成措置の強化
 - ・防衛政策・安全保障認識の透明性向上と理解促進
 - ・ARF プロセス強化のために必要な制度的枠組みの構築
 - ・ASEAN の防衛・安全保障協力を向上する規範の促進
 - B 2 紛争解決と平和的対立解消
 - ・既存の平和的対立解消手法と必要に応じた追加的メカニズムによる強化
 - ・平和・紛争管理・紛争解決に関する調査研究の強化
 - ・平和と安定維持のための地域協力の促進
 - B 3 紛争後の平和構築
 - ・ASEAN 人道支援の強化
 - ・紛争後の地域における人的資源開発・能力構築プログラムの実施
 - ・和解と平和的価値の強化における協力
 - B 4 非伝統的安全保障問題
 - ・越境犯罪や国境を越える課題への対応における協力の強化
 - ・ASEAN 対テロ条約の批准・実施による対テロ活動の積極化
 - B 5 災害管理・緊急対応における ASEAN 協力の強化
 - B 6 ASEAN に影響を与える緊急の問題や危機における効果的で時機を得た対応
- C 統合と相互依存を強める世界における、ダイナミックで外向きの地域
 - C 1 地域協力と共同体構築における ASEAN の中心的役割の強化
 - C 2 外部勢力との関係強化の促進
 - C 3 共通の懸念である多国間問題における協議と協力の強化

(出所) ASEAN Secretariat, *Roadmap for an ASEAN Community 2009–2015*.

の増加に対応するため、現在 ASEAN 事務局の人的・財政資源の強化が行われており、また事務局による加盟国間の調整作業を円滑化するため、憲章に規定された加盟国の常駐代表委員会も運用開始するなど、共同体化に向けた制度づくりの作業が具体化しつつある。

APSC により、ASEAN が意図する共同体はどのようなものか。APSC 設計書に書かれている内容を見ると、A1 の政治分野においては具体的な到達点というよりは「法の支配」「良き統治」「人権」「反汚職」「民主主義」等の共有すべき理念といったものであり、必要な行動も研究、経験やベストプラクティスの共有、教育普及等が主である。A2 では東南アジア友好協力条約（TAC）、南シナ海における行動宣言、SEANWFZ 条約等、ASEAN 諸国がすでにコミットしている原則的規範をいかに域外国との間でも共有するかが焦点であるが、そのための行動としては TAC への域外国の署名促進、南シナ海行動規範の追求、SEANWFZ 条約への核兵器国の署名促進と、ASEAN が従来から進めていることから新しい点はない。

B1 の信頼醸成・紛争予防分野では、これまで ARF を中心に進展もしくは提案されてきた信頼醸成措置の継続や、ARF 改革（後述）による機能強化や予防外交能力の付与、ASEAN 国防相会議（ADMM）等における協議と協力に加え、ASEAN 諸国の軍による実際的な協力プログラムの開発準備作業が具体的な行動として挙げられていることは目新しい。B2 の紛争解決にかかわる行動は、多くが研究や情報蓄積、交流、人材育成といったレベルであるが、「ASEAN 平和・和解研究所」創設の検討や、各国の国連平和維持活動（PKO）センターのネットワーク化による合同の計画立案、訓練、経験の共有など、ある程度具体性のある目標も示されている。かつて ASEAN が慎重に避け、最近まで非公式な形で行われてきた軍事協力がどのように具体化するかは注目に値するし、軍を含む形で紛争予防や紛争解決の分野で新たな協力の枠組みが形成される可能性はあるかもしれない。ただし、APSC 構想の黎明期に強い反発を受けた ASEAN 平和維持軍の例のように、単一・合

同の実力組織を作るようなアイデアが実現する可能性は低いだろう。他方、ASEANでの協力の経験が比較的豊富な非伝統的安全保障の分野については具体的な協力アイテムが多く、B4やB5には長い行動リストがついている。ただし、AECやASCCの設計書が各アイテム実現のスケジュール表を含んでいるのに対し、APSCにはそれがなく、ほとんどのアイテムに実行の期限が明記されていない。

これらの点から推測される2015年のASEANは、少なくとも政治的には極めて現状維持に近い姿である。もちろんASEANは欧州のように国家主権を一部委譲する形での統合を目指しておらず、むしろ主権尊重・内政不干渉の原則を今後も貫く方針を憲章でも示している。設計書のA1はその裏付けであり、前述の理念を各国がいつまでに、どのように自国の政治に具体化するかは各国に任されており、それを拘束的に示すことはない。これは加盟各国の体制や政治社会状況が大きく異なる地域において、経済分野での統合を先行させながら、非伝統的安全保障分野で実績を積みつつ、政治的には「すべての国に快適なペース」で機が熟す（各国が変化により柔軟になる）のを待つ「ASEANウェイ」の姿勢と考えられる。ただし、そのようなやり方で、今後加盟国の主権に関わる重大な危機が起きたときにASEANが迅速・有効に対応し、ASEANの共同体としての正統性を示せるかは大きな課題と言えよう。

（2）ASEAN 人権機構の発足

ASEAN憲章起草時に大きな論点となり、同憲章の署名時に設立自体は合意されたものの内容が先送りされたASEANの人権機構は、2009年10月の第15回ASEAN首脳会議（ホアヒン）において、「ASEAN政府間人権委員会」（AICHR）とし

て発足した。

承認された運営要領によると、AICHRはASEANの人々の人権と基本的自由を促進・保護し、人々の平和、尊厳、繁栄を持って生活する権利を支えること等を目的とし、より「人間志向」なASEAN共同体を形成するための基礎となるものとされる。AICHRの権限は「ASEAN共同体建設のための人権促進のための戦略作成」、「『ASEAN人権宣言』の作成」、「人々への人権意識の啓蒙」、「加盟国の人権促進の能力構築支援」、「加盟国の人権促進・保護に関する情報の入手」などで、年2回の会合を行い、毎年ASEAN外相会議に報告するとともに、一般にも定期的に情報を公開する。委員はASEAN加盟各国が自国代表として指名し、任期は3年（再任1回可）である。

AICHRは主権尊重や内政不干渉などASEANの原則に基づいて運営されることが運営要領に明記されており、諮問機関であって強制力を持たず、各国の人権侵害などの状況を監視、是正させる権限は与えられていない。また任期にかかわらず各国は自国委員を交代できるため、委員の独立性が保証されているともいえない。こうした点から、委員会の実効性について疑問視する指摘もあるが、ASEANのスリン・ピツワン事務局長は、「人権保護の環境が整っていない加盟国がある中で、委員会を持ったという事実自体が大きな前進だ」と述べており、漸進的なアプローチをとっている。なお、運営要領は5年ごとに見直されることとされている。また、ASEAN憲章は「憲章への重大な違反がある場合、その解決は首脳会議に付託される」としており、深刻な人権侵害に対する制裁措置が検討される余地は残されていると考えられる。ただし、ASEANが前回の第14回首脳会議から始めた首脳と市民社会組織（CSO）との非公式対話について、半数の首脳が「反政府的」な自国CSOとの対話を拒否したことや、前節で触れたミャンマーに対する非難声明一つとっても、合意形成が難しいことに示されるように、多くの加盟国で自国の人権状況を批判されることを内政干渉ととらえ抵抗する意識があり、「人間志向」を実践してゆくには多大な困難が予想される。

(3) ARF の改革

2009年7月に開催された第16回 ARF 閣僚会合（ブーケット）では、アジア太平洋地域が依然として多面的な脅威や挑戦を受けていることを念頭に、地域の平和と安定推進における重要性と主体性を維持し、来るべき地域安全保障構造の形成を助けるために ARF を再び活性化する必要性を認識し、「ARF ビジョン声明」を採択した。

同声明は、2020年までの ARF の在り方を展望し、特に優先度の高い非伝統的、国境横断的、あるいは国家間の安全保障課題について各者に受け入れられる早期警戒システムを含む予防外交の発展、テロや越境犯罪、災害救援、海上安全保障、不拡散・軍縮などの問題に対して有効に対応できるよう、ARF を行動志向のメカニズムとすること、危機対処における ARF 議長と ASEAN 事務局長の役割の強化、ASEAN 事務局における ARF ユニットの機能強化などをうたっている。これについて参加国外相は、2010年の ARF 閣僚会合までに行動計画を策定し検討を行うことで合意した。

ASEAN を含むアジア太平洋諸国の安全保障フォーラムである ARF は、自らが定めた3段階論（信頼醸成、予防外交、紛争解決手段の追求）において、信頼醸成から予防外交のステージへの拡大を意図しているが、2001年に概念と原則を整理し（章末の資料参照）、2005年に同段階への移行を決めたにもかかわらず、予防外交活動の具体化においては目立った進展がない。また、2008年7月のシンガポールにおける ASEAN 外相会議では、リー・シェンロン同国首相が、六者会合や上海協力機構（SCO）といった地域の他の安全保障枠組みの進展や、日中韓など主要国の関係改善により、ASEAN の役割が脇に追いやられるかもしれないとの危機感を表明し、続いて行われた ARF 閣僚会合では ARF プロセスの将来の方向性について包括的な議論が行われた。ビジョン声明はその結果を受けたもので、APSC を実現する上で、ARF を対話から行動する主体へと改革しようとする流れの中にある。日本は、こうした ARF の具体的行動志向への変化を支持しており、2008年には新たに

設置された海上安全保障に関するインターセッショナル合会において、インドネシア・ニュージーランドとともに共同議長に就任したほか、2009年の閣僚合会では、同年5月に続く ARF 災害救援実動演習（第3節参照）をインドネシアとともに共催する意向を表明している。一方、ARF における予防外交の適用対象が国家間紛争に限られていることは、国内紛争も多い現実の危機への対応においては、具体的行動の制約となるだろう。

（4）ASEAN 国防相会議の進展

ASEAN における国防・軍事分野の協力枠組みとして2006年に開始された ADMM は、ASEAN 憲章の発効により、APSC を実現するための主要な構成要素となった。2009年2月に開催された第3回国防相会議（パタヤ）では、「人道支援・災害救援における軍の資産・能力の活用」、「非伝統的安全保障における ASEAN 国防関係者と市民社会組織の協力」、「ADMM プラスへの参加原則」に関するコンセプトペーパーが採択された。

第1の人道支援・災害救援は、2005年に調印された ASEAN 災害管理・緊急対応協定により求められた ASEAN の災害救援待機体勢の整備に関わるもので、人道支援・災害救援活動において加盟国の軍を活用する際の原則について検討したものである。その中では、各国が自発的に、ASEAN の待機体勢に供することが可能な軍の装備や能力を指定し、その情報を関係各国・機関や ASEAN 人道支援調整センター（ジャカルタ）と共有し更新すること、実際の災害時における装備等の展開には、被災国の要請と許可が必要であること、さらに、外国軍の支援は被災国の全般的指示、統制、調整、監督に服すること等が示されている。内容的には新しいものはないが、ASEAN 諸国が災害救援等における軍の運用に関して実際の合意形成に向けた検討に進んでいることは興味深い。

第2の非伝統的安全保障に関しては、同分野において CSO が、現地

の人々と密接なつながりを持ち、しばしば政府の支援の届かないところで活動していること、および近年は政策決定にも関与を深めていることなど、大きな役割を担っていることが前提となっている。その上で、ASEANの国防関係者とCSOとの間で意見交換や対話を促進し、両者を結ぶネットワークを構築すること、CSOが非伝統的安全保障分野において政府を支援し、また相互に協力して対処するための方法を模索すべきであるとしている。さらには、各国において軍と自国のCSOが連絡を持つとともに、ASEANとして域内国のあるいは国際的CSOと連絡を持つこと、CSOの意見を政策決定プロセスに取り入れること、主要なCSOをASEANの国防関係のワークショップ等に招待すること、世論の有益な意見を取り入れるチャンネルを作ること、などを提案している。

第3の「ADMMプラス」は、域外国を含めた会議枠組みであり、今回のコンセプトペーパーでは、その参加基準等が検討されている。ここでは、参加可能な域外国の条件として、ASEANの「対話国」であること、ASEAN諸国の国防関係者との顕著な交流の実績があること、ADMMの地域安全保障向上のための能力構築に協力し、共通の課題に対して知見や資産を提供できること、の3点が挙げられている。その上で、域外国の参加を招請するにはASEAN全加盟国の同意を必要とする、ADMMプラスの会合は当初は3年に1回とするとの方針が示されている。

このように、国防・軍事分野でも、ASEAN共同体の形成を念頭に、域内の軍同士の協力、域外国との協力、軍民間の協力の制度化に向けた検討がなされている。そのなかで、ADMMプラスは、ASEANの枠組みを超えて、現在は非公式なアジア安全保障会議（シャングリラ会合）しか存在しないアジア太平洋において、防衛首脳レベルの公式な多国間対話と協力の枠組みに発展してゆく可能性がある。11月にはベトナムのグエン・ミン・チュエット国家主席が、同国がASEAN議長国となる2010年に、ASEANおよび8カ国（日中韓、インド、オーストラリア、ニュー

ジールランド、米国、ロシア)による国防相会議を開催する意向を示したと報じられたが、これが実現すれば地域にとって大きな一歩となろう。

ただし、ADMM プラスと ARF、両者の位置関係や、活動の重複をどう整理・差別化してゆくかは、今のところ明確ではない。ビジョン通りに進めば ARF は予防外交を含めた包括的な安全保障を確保する枠組みとなり、ADMM や ADMM プラスはそれに対して軍事的な手段を提供すると予測されるが、現在の主要な関心は双方とも非伝統的安全保障分野における協力にあるため、何らかの調整が必要となろう。これについて、現在も ARF 国防当局者会合をはじめ、ARF の枠組みでの会議やセミナー等に国防当局・軍からの参加は行われているが、加盟国の軍の中には、外務当局主導で協議が中心の ARF より、ADMM や、その下部枠組みとなった ASEAN 国軍司令官会議の方が軍同士の実効的な協力を進めやすいとの見方もある。また、コンセプトペーパーやベトナムの提案からは、参加国が拡散した ARF に比べ、ASEAN の安全保障の向上により具体的に貢献する域外の主要国を引き入れようとする意図がうかがえよう。

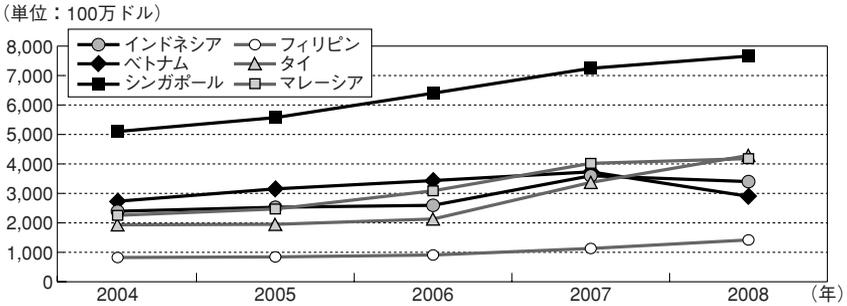
3 世界同時不況以降の東南アジアの軍事動向

(1) 武器市場、防衛生産・開発の拠点としての東南アジア

東南アジア主要国の2008年までの国防予算の推移は図5-1の通りである。2008年後半の世界同時不況により、一部の国では調達の実施に影響が生じている。例えば、マレーシアでは、歳出削減の影響で海軍の第2世代フリゲート調達が、要求仕様見直しのため中断されている。また陸軍の装輪装甲車計画も延期されていると報じられている。タイでは、2010年予算でのグリペン戦闘機の第2陣6機の調達が延期され、老朽化したF-5E/F戦闘機の退役が遅れる事態になっている。なお第1陣の6機は2011年に配備予定である。

一方、インドネシアではユドヨノ大統領が7月、2010年の国防予算を

図5-1 ASEAN 5 およびベトナムの国防予算の推移



(出所) IISS, *Military Balance 2006-2010*から作成。

前年比20%増の約40兆6,000億ルピアとする方針を発表した。大統領は、経済成長にあわせて国防費を「最低限不可欠な軍事力」の整備を満たす範囲で今後徐々に増額したいとし、それに必要な国防費は年100兆～120兆ルピアとの見通しを示した。老朽装備の整備・改修に加え、新装備の調達にも振り向ける模様で、サゴム・タンブン国軍報道官は「Mi-17ヘリコプターや潜水艦の調達に使われる」旨を言及した。ただし、国防省装備局のエリス・ヘルヤント局長は同月、次年度予算の執行は既存装備の整備保守が優先で、潜水艦を含む主要新規装備の調達は2011年度以降に先送りされるだろうと述べている。インドネシアでは装備品の老朽化と交換部品の不足が深刻で、例えば軍用航空機のうち飛行可能なものは42%しかないとの調査がある。5月にはC-130輸送機が墜落して約100人が死亡する事故が発生し、改めてこの問題が注目されていた。

東南アジア主要国における装備調達・導入の動向で特徴的なのは潜水艦である。マレーシアは2002年に発注した、仏DCNSとスペインのナバンティアによる共同開発のスコルペン級潜水艦2隻（プライム MINISTER級と命名）のうち1番艦「トゥンク・アブドゥル・ラーマン」を1月に受領、新設されたスパンガー海軍基地（サバ州）に9月に配備した。2番艦「トゥン・ラザク」も2010年1月に受領の予定である。これらはマレーシアが配備する初めての潜水艦であり、アブドゥル・アジズ・ジャアファル海軍司令官は、「当面は潜水艦の運用方法を学び、将

来満足できる運用水準に達したら追加調達をしたい」と話している。スコルペン級はマレーシア近海での実戦運用には能力不足であり、同級の変種で沿岸水域での運用性に優れるアンドラスタ級も将来の候補と見る報道もある。また、水上艦についても、2010年以降、潜水艦との連携を意図し、対潜作戦能力を持つパトロール艇の取得を検討していると同司令官は述べている。

マレーシアの潜水艦調達は領海防衛における全方位的な作戦能力の保持のためとされるが、その導入に影響を与えたと思われるのは、東南アジアで最初に近代的能力を持つ潜水艦を導入した隣国シンガポールである。シンガポール軍は、1995年に発注した4隻のスウェーデン製のシェールメン級潜水艦（チャレンジャー級と命名）を配備している。同国は訓練用としているが、浅い海域での運用に最適化されており、実戦運用にも適するとされる。加えて2009年6月には、2005年に発注したスウェーデン製のType A17ヴェスターゴトランド級潜水艦2隻のうち、1番艦「アーチャー」が進水式を行った。アーチャー級と命名された2隻は、熱帯運用向けに改修中で、2010年までに運用開始の予定と報じられている。

インドネシアは、冷戦期から東ドイツ製Type 209潜水艦2隻、「チャクラ」と「ナンガラ」を配備していたが、2006年に韓国の大宇造船海洋エンジニアリングにより改修された。インドネシアは2024年までに12隻の追加調達を計画しているといわれ、韓国海軍のType 209/1200張保皐級あるいはロシアのキロ級が候補とされている。3月にはインドネシア下院政治安保外交委員会のユスロン・イフザ副委員長が、潜水艦導入の検討のためロシアの造船所を視察し、「潜水艦は我が国の海上防衛における力を示し、いかなる武力紛争においても我々の備えとなるだろう」と述べている。一方、アグス・スハルトノ海軍参謀長は、イタリア、オランダあるいはロシアから2隻の調達について評価を行っているが、（前述の予算上の優先順位のため）2014年までに調達できることを望みたいと述べている。近年インドネシアは群島水域における領域保全

を重視した海軍力の整備を行っているが、マレーシアとの間では海上資源権益をめぐりしばしば対立が起きている。このためインドネシアの潜水艦導入はマレーシアへの対抗との見方もある。イスカンドル・シトンプル海軍報道官は「地域のパワーバランスを維持して平和を確保するために潜水艦が必要である」と述べている。

ベトナムはロシアのキロ級潜水艦6隻の調達計画があるとされる。またタイに関しても、ロシアのアムール級や中国の宋級潜水艦を検討しているとの報道がある。同国国防白書『タイの防衛2008』は、抑止力としての潜水艦の有効性を認めているが、タイ軍関係者は、近隣諸国との緊張を高める恐れがあるとして、現時点では具体的な計画はないと話している。

潜水艦以外の装備調達では、航空機に関して、インドネシア空軍が2009年8月までにロシアからSu-30戦闘機10機を受領を完了し、マカッサル飛行隊の創設を完結する予定である。シンガポール空軍には、2月にガルフストリーム550空中早期警戒機の1番機が配備された。4機を購入し、既存のE-2Cを更新する予定である。

陸上ではマレーシア陸軍が2009年中にポーランドからPT-91M戦車48両を受領する。配備部隊は2010年までに機甲旅団に再編され、ヌグリスンビラン州グマスに配備される予定である。同配備は、シンガポール陸軍が2006年から配備を進めるレオパルド2戦車を意識したものである可能性がある。タイは、ウクライナからBTR-3E1装甲兵員輸送車96両を2009年中に受領開始予定だったが、クーデターを理由にドイツ政府からエンジン等の輸出の許可が出ず、米国製エンジンで代替すると報じられている。またタイは、整備不良で128両の半数が運用できない状態のスコルピオン軽戦車の改修に30億パーツを割り当てるという。

なお、シンガポールは1月、STキネティック社製のブロンコ装甲兵員輸送車100両を英国陸軍に納入する契約を行った。シンガポールが先進国に武器を輸出するのは初めてである。地域の経済発展と技術革新により、今後東南アジアは武器の市場としてのみならず、防衛生産・開発

の拠点としての役割も高まってくる可能性がある。

(2) 非伝統的安全保障分野を中心とした軍事協力の進展

東南アジア域内および周辺国との関係においては、非伝統的安全保障分野を中心に、各国国防当局間で様々な形での交流・協力の機会が増加している。インドネシアとオーストラリアは、2006年11月に締結された安全保障協力枠組みに関する協定を受け、2009年1月にジャカルタで、両国軍司令官が防衛協力に関する共同声明を発表した。協力を進めるべき分野として対テロ、海上安保、諜報、人道支援・災害救援、PKOを挙げ、活動の例として訓練・演習や教育、連携パトロール、情報共有、相互兵站支援取り決めの作成などが提示されている。

シンガポールは2009年5月にニュージーランドと防衛協力取り決めに締結した。両国の国防相間で署名された取り決めは、既存の防衛分野での交流関係を深化させ、新しい分野の協力を促進するもので、年次の政策対話の実施や、多種の軍事交流の継続、人道支援・災害救援、搜索救難、平和支援作戦等の任務および訓練での協力をうたっている。またシンガポールは9月にベトナムと防衛協力協定を締結し、両国国防相間で署名した。協定は相互訪問、訓練課程への参加、年次の政策対話など、両国間の防衛分野での既存の交流を公式化するもので、また新しい分野、例えば研修団の訪問、軍事医学、教育訓練、人道支援・災害救援、搜索救難などでの協力の可能性も探るとされている。さらに、シンガポールは12月に韓国と防衛協力に関する覚書に署名するとともに、日本とも防衛交流に関する覚書に署名した。どちらの覚書も既存の防衛分野での交流の公式化を図るとともに、前者は人道支援や軍事医学等における協力の拡大、後者は国際平和協力活動や国際社会に対する脅威に対処するための活動における協力の促進、人道支援・災害救援や化学・生物・放射線および爆発物(CBRE)防護等に関わる意見の交換等がうたわれている。

シンガポールは2008年に中国と防衛交流・安全保障協力協定を締結

し、それに基づき2009年6月には桂林で初の対テロ訓練演習「協力2009」を実施した。シンガポール側からは国内主要施設警備を担当する国軍第2人民防衛隊とCBRE防護群、中国は解放軍緊急対応室と広州軍区からそれぞれ約60人が参加し、9日間にわたり博覧会でのテロを想定した対応などを訓練した。演習は対テロ分野での技量の向上と、両国軍の相互理解の促進を意図しているが、シンガポールと中国の軍事部門の交流進展は、これまで非公式だが密接に行われてきたシンガポールと台湾の軍事関係に今後影響を及ぼすのではないかとの見方もある。一方中国は、2007年よりタイとも特殊部隊の共同訓練演習「突撃」を行っており、非伝統的脅威の高まりから相手国の協力を得やすい「対テロ」をてこに、各国軍と実戦部隊レベルでの交流を進めようとの意図が見受けられる。

多国間では、定例となっている米軍主導の多国籍共同訓練である「コブラ・ゴールド」、海上即応訓練協力（CARAT）および東南アジア対テロ協力（SEACAT）、5カ国防衛取り決め（FPDA）の年次演習等に加えて、2009年は初めて、ARFの災害救援実動演習（VDR）が5月にフィリピンで開催された。日本を含む26の国や機関から約500人が参加し、14の国や機関（日本、オーストラリア、ブルネイ、中国、EU、インドネシア、モンゴル、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、米国）がアセットを提供した演習は、大型台風被害に対するARF各国の人道支援展開を想定し、捜索救難、医療、建設、被災者の後送など様々な訓練を実施した。日本からは初の海外派遣となる海上自衛隊のUS-2救難飛行艇をはじめ、陸海空自衛隊、外務省、国際協力機構（JICA）から約100人が参加した。また、FPDAも10月の「ブルサマ・リマ」統合合同演習で、初めて人道支援・災害救援シナリオの図上演習を行うなど、非伝統的作戦への関心が高まっている。

現実の危機対処の例では、ソマリア沖の海賊対策において、マレーシア海軍が2008年から、フリゲート「レキウ」と多目的艦3隻を派遣して

いる。シンガポールは2009年4月から3カ月間、揚陸艦「パーシステンス」を派遣、多国籍の任務部隊であるCTF-151に参加して活動したのに加え、2010年1月から3月まで、シンガポール海軍のバーナード・ミランダ准将がCTF-151を指揮している。さらにインドネシアも、国連レバノン暫定隊（UNIFIL）の海上部隊に派遣されるコルベット「ディポネゴロ」が、任地に向かう途上でCTF-151と連携して警備活動を行った。

2009年9月30日、インドネシアの西スマトラ州沖でマグニチュード7.6の大地震が発生し、パダン市・パリアマン市を中心に建物の崩壊や土砂崩れ等により、1,100人を超える死者が出た。インドネシア政府の要請に基づき、少なくとも13カ国の政府救助隊、10の国連機関、180を超える援助団体が現地で捜索救難や医療・生活支援活動を行った。東南アジアではマレーシア軍が70人の医療チームを派遣、シンガポール軍は54人の医療チームと30人の工兵チームを派遣したほか、同空軍のC-130輸送機が民間防衛隊の救援チームや支援物資の輸送を行った。現地を視察したスリンASEAN事務局長は、（フィリピンやインドシナ半島を襲った台風災害への対応のため）すべての国が参加はできないものの、両国の貢献はASEANの連帯を示すと述べ、今後災害救援におけるASEANのメカニズムや対応方法をさらに向上させる必要があると指摘した。なお、日本は同災害に際し、10月2日午前、外国政府としては最初に国際緊急援助隊の救助チームを現地入りさせ、後続の医療チームとあわせ88人が現地で活動した。また、自衛隊は統合連絡調整所要員21人のほか、陸上自衛隊中央即応集団（CRF）の新編後初めて、CRFの統合指揮によるインドネシア国際緊急医療援助隊12人の計33人の要員を現地に派遣した。

資料

「ARF における予防外交の概念と原則」(骨子)

- 定義
- ・ 国家間の対立・紛争の発生防止
 - ・ 対立・紛争の武力衝突へのエスカレート防止
 - ・ 対立・紛争の地域的影響の最小化
- 概念
- ・ 信頼の醸成
 - ・ 規範の設定
 - ・ コミュニケーションチャネルの強化
 - ・ 議長役の役割
 - ・ さらなる可能な措置の検討
- 原則
- ・ 外交的、平和的手段による
 - ・ 非強制的、軍事行動および武力の行使によらない
 - ・ 対処よりも予防的行動
 - ・ 中立性
 - ・ 協議とコンセンサス
 - ・ 全当事者の要請と同意
 - ・ 国家間紛争への適用
 - ・ 主権尊重・内政不干渉の原則

(出所) ARF ウェブサイトから作成。

